

ステートメント

～ 保全への前進、事業者の計画見直し ～

2009年2月10日

羽澤ガーデンの文化財と景観を守る会
総務理事 栗山 尚一
総務理事 前野 まさる
羽澤ガーデン開発許可差止訴訟原告団
同弁護士団長 弁護士 斉藤 驍

1. 渋谷区広尾の「羽澤ガーデン」(旧中村是公邸)開発計画について、本年1月28日、事業者が渋谷区に、開発許可申請手続の前段にあたる「事前相談」の取下げをした。

事業者は取下げの理由を「計画変更」であるとしているが、現在の開発許可制度では、「事前相談」で行政側が許可のために必要な変更や修正を指示して開発許可に至るのが通例であり、今回のように「事前相談」を取下げざるを得なかったのは、極めて異例の事である。事業者も行政側も当初計画を断念するに至り、見直しを余儀なくされたことは明らかである。

この開発計画は、緑や景観、文化財保護の観点から問題があるだけでなく、近隣住民の開発許可事前差止訴訟の中で明らかになったとおり、東京都自然保護条例に基づく開発許可制度(今回事前相談の行われた都市計画法上の開発許可とは別の制度である)の適用を免れるために区の調査では4,380㎡ある樹林の広さを東京都は897㎡しかなかったと判断するなど手続き上でも多くの無理を重ねていた。

一方、羽澤ガーデンの保全を願う世論は拡がり、昨年10月14日、日本の代表的な芸術家や研究者が結集し、「羽澤ガーデンの文化財と景観を守る会」が設立されるに至った。このような状況のもとで、今回の開発計画が取下げられたのである。

計画の公表から2年にわたって、都心に残る貴重かつ希少な3,000坪の樹林と近代和風建築の貴重な生き証人である建造物で構成されるこの屋敷の保全を訴えてきた私たちの声が、事業者や行政に届き始めた証として評価することができる。勝利への大きな第一歩である。

2. しかし、今後も「羽澤ガーデン」が別の開発計画によって失われる危険がなくなったわけではない。

近年、東京をはじめ日本の都市は、ますます緑を失い、都市の歴史の記憶をとどめる建造物や町並みを失っている。

「羽澤ガーデン」の地には、夏目漱石と是公、GHQの文化政策等々、近代日本の多彩な歴史が刻み込まれている。その緑と建造物のみならず、保全の価値は極めて大きい。

私たちは、今回の「事前相談の取下げ」を第一歩として、今後も、「羽澤ガーデン」が、時空を超える重層的で格別な物であり文化財保護法にいう文化財等として特に厚く保護されるべきものであることをさらに広く世に訴え、これを機会に事業者や行政が開発を中止し、市民や識者とともに保存の方策を誠実に探求することを求めるものである。

以上